

但シ再選ハ妨ナシ

第十六條 本會ハ毎年春期ニ於テ定期總會ヲ開ク

但シ場合ニ依リ役員會ノ決議ニ基キ運動會又ハ懇親會ニ變更スルコトアルベシ

第十七條 役員會ノ決議ニ依リ必要ト認ムル場合ハ臨時總會ヲ開催スル事ヲ得

第十八條 會費ハ毎月會員ヨリ徵收ス

第十九條 本會ニ加入スルモノハ加入金五拾錢徵收ス

第二十條 會員ハ正當ノ理由アルニアラザレバ脱退スル事ヲ得ズ

但シ會員ニシテ本會ヲ脱退セントスル者ハ其旨届出スベシ脱退ノ許否ハ役員會ノ決議ニ依ル市外ニ轉勤ノ場合ハ

其旨届出スマシ然ル時ハ後日入會ノ時加入金及ビ其期間内ノ會費ヲ要セズ

第二十一條 脱會者ニハ既ニ徵收シタル會費及ビ加入金ハ一切返附セズ

第二十二條 會員ニシテ規約ニ違背シタル者ハ除名スル事アルベシ

第二十三條 本會員ニシテ會費三ヶ月以上ノ滞納者ハ除名スル事アルベシ

第二十四條 本會員ニシテ店主ヨリ不徳ノ行爲ヲ請ケタル場合及ビ店主ニシテ本會ニ入會セントスル者ヲ妨ケタル場合

ハ直ニ理由ヲ附シ事務所又ハ最寄評議員ニ申出デラルベシ然ルトキハ本會員ハ絶對ニ商店ノ加入ヲ拒絕ス

第二十五條 本會員ニシテ契約ニ違背シタルモノハ役員會議